

ロックの労働概念

小幡道昭

92/09/05

目次

1	市場からの回帰	1
1.1	ロックへ	1
1.2	所有へ	4
1.3	労働へ	6
2	労働の概念	8
2.1	専有としての労働	8
2.2	消費としての労働	12
2.3	生産としての労働	15
3	市場・労働・参加	26
3.1	市場経済と労働	26
3.2	所有に基づく参加	28
3.3	労働に基づく参加	30

1 市場からの回帰

1.1 ロックへ

経済学の理論は、価格の変動や景気循環のようにあるパターンの繰り返しとして発現する、市場の自己調整的な作用に着目し、その科学的な解明を課題として形成されてきた。そしてそれは、市場における私的な利得追求に専念する経済主体の発見を基礎として、このような法則性の存在を演

繹的な理論構成によって解明できるとする方法を次第に確立していった。経済学はこのような個別主体の行動の連鎖が、どのような社会的帰結をもたらすことになるのかを推論するという方向で、人間の社会に関する固有の理論的分析の道を切り拓いたのである。他の動物の社会に比べて、一見極めて複雑多様で変化しやすいと思われてきた人間の社会に対して、かえって単純明快な演繹的理論が成立するのだという逆説は、たしかにそれを最初に知った人々に大きな驚きを与えたであろうし、またそれ自体は今日においても極めて興味深いことといえよう。

その後、経済学の諸理論の進化は、この知的衝撃を共鳴盤としながら、その固有の演繹体系の確立に焦点を移し、それをいかに首尾一貫したものに仕上げ得るか、を競いあうようになっていった。しかし、このような理論的純化の過程は、同時またその基礎となる経済主体の性格づけをますます極端なものに狭めてゆく傾向を宿していた。そこには、人間の特性を理解する一契機として経済活動を掘下げるというのではなく、反対に演繹のために必要であるがゆえに、ある種の行動はしないものと仮定するという、転倒した発想を無意識のうちに助長する危険が多分にはらまれていたのである。

このような理論的な純化は、複雑な諸要因が作用しあう現実の経済社会との乖離を顕著なものとし、経済学の理論は所詮経済現象を理解するための《道具》であるとする実用主義的な立場から、繰り返し批判されることになっていった。たしかに、現実の複雑な経済現象を理解するための手段を提供するということは、一般に理論が有用性を試される基準たりえよう。しかし、それは必ずしも唯一の基準ではあり得ないし、すべて理論家の問題関心の焦点がそこにあるとも思われない。むしろ理論展開の基礎となってきたのは、もともと人間の社会に対して演繹的な推論が適用できるという驚きであり、それを支えるような人間に対する社会哲学的な関心であったはずである。今日、経済学固有の《理論》が抱えている問題があるとするれば、それは諸々の経済現象と《理論》との乖離という一般的な問題というよりも、むしろ経済学の理論がその歴史のなかで次第に自明の通念とし、その単純化を許してきた経済主体に関する想定が揺らぎ、根本からその意

義が問い直されているところにあるのではないか。経済学の危機というものがあるとするならば、それはなによりもまず、人間社会への演繹的な理論展開を支えてきたような、社会哲学的な基盤の瓦解に深く根差しているように思われるのである。

このような反省の必要性は、次のように問題を捉え返してみると、やや別の角度からも重要な問題として浮かび上がってくる。それはソビエト体制の崩壊が、今日投げかけている問題である。むろん 1991 年の崩壊自体は、さまざまな契機が折り重なって生じた歴史的現象ではあるが、しかし、それは長期的な観点からみて経済学の理論に対しても、きわめて興味深い問題を投げかけているとあってよい。二十世紀社会主義は、元来十九世紀西ヨーロッパを中心に成熟した経済学的社会像の申し子としての性格を強くもっていたのであり、したがってその行き詰まりはまた、基礎となるべき社会像に対する反省を促さずにはおかない。事実、今世紀の社会主義の主流となった「マルクス主義」は、前世紀における道義的な体制批判とは一線を画する新理論として台頭してきたものであった。その基礎をなしたのは、経済理論の提示するような法則性を具えた自立的な社会像であり、ただそれまでの経済理論が経済社会の自己調整的な安定性を強調するのに対して、むしろその動的な発展とともにその歴史的な社会としての限界を明確にするかたちで、自由主義的な社会観に鋭く対峙してきたのである。したがって、元来市場経済に関する演繹的な理論の前提を否定するのではなく、その自己展開のうちに何らかのかたちで変化の要因を探り当てるといった内在的な批判の方法に徹していたのである。

しかしここにはある種の逆説が潜んでいた。すなわち、このような内在的批判が強調されるなかで、経済理論を支える個別主体に関する特殊な想定に遡って反省を加えるという問題関心はかえって薄れてゆく傾向にあったのである。むしろ二十世紀社会主義の主流においては、唯物論の名のものに、この種の人間に関する社会哲学的な反省を、自由主義経済観以上に極度に忌み嫌う性格を強めていったのである。だが、このような社会哲学的な基礎を自ら構築することなく、資本主義経済に取って代わるべき新たな「社会主義社会」を対置することは、果たして可能なことだったので

あろうか。現在問題とされているソ連東欧を含む市場経済の再評価の問題も、市場経済とはなんであったのか、あるいはそれを支える経済主体とはどのような人間なのか、というような根本問題に立ち入ることなく、もっぱら道具的な経済理論の見直しにおわるかぎり、将来の社会に関して長期的な問題解決の展望をかならずしも与えるものとはなりえないように思われるのである。

こうして、今日経済学の理論が抱えている固有の問題を解明してゆくためにも、過去二世紀の歴史をこえて経済学の黎明期にまで回帰し、あらためて人間にとって経済社会とは何なのか、という社会哲学的な基礎づけが求められているように思われる。こうした関心を基づいて、この章では経済社会の原像に迫っていったロックに遡行し、その個人主義的な方法を再検討してみることにしたい。

1.2 所有へ

ところで、近代政治思想の展開のなかから、市場を中心とする社会編成という認識が形成され、政治経済学が誕生してくる過程において、知的関心の一つの焦点をなしたのは、市場社会の前提となるべき私的な所有権の正当性をいかなる論理で根拠づけてゆくのか、という問題であった。ルネサンス以降、近代政治思想の形成過程で、市民社会の基本原則は、さまざまな意匠のもとに構想されてきたわけであるが、それはいずれにせよ、君主による全面的な所有と支配とに対して、理論的に反撃を加えてゆかざるをえない運命にあったのである。市場経済を基礎づける論理は、それ自体最初から意識的に追求されたというよりも、むしろこのような論争のなかで次第に育まれ結果的に確立されていったものであった。

ロックの社会哲学的な関心も、直接にはこのような市民社会の基本原則を探りださんとする流れに与するものであった。事実ロックは『市民政府論』¹のなかで、次のように市民的政府の目的を次のようにはっきりと規定している。

引用 1.1 人々が国家として結合し、政府のもとに服する大きなまた主たる目的は、

その所有権の維持にある。²

そして、このようなロックの所有論は、自然状態に関する独自の理解と不可分に結びついていた。すでにロックは、この著作のはじめで、

引用 1.2 政治権力を正しく理解し、またその起源を尋ねるためには、われわれは、すべての人間が天然自然にはどのような状態に置かれているのかを考察しなくてはならない。

と述べ、それを「完全に自由な状態」であり、また「平等な状態」であると規定していた。³しかし、この「自由の状態」は、「放縦の状態 (a state of licence)」とははっきり区別されるべきであるとロックは強調し、

引用 1.3 たとえ人はこの状態において、自分の一身 *person* と財産とを処分する完全な自由を有するとはいえ、しかも彼は自分自身を、またはその所持する被造物をさえこれを破壊する自由はもたない。⁴

というのである。

こうしたロックの自由の概念の背後には、人間の身体を含む自然にあるものの《維持》という観点が力強く脈打っているのがわかる。しかし、人間にとって《一身を維持する》ということは、実は単純な無活動にとどまりえない。それは外界と物質を授受する活動状態を保障してゆくことにほかならないのである。

このようにみえてくると、『市民政府論』の起点をなす人間主体の理解は、ロック独自の認識哲学によって裏打されていることがわかる。周知のように、ロックの認識論においては、観念は抽象的・普遍的なものとして与えられるのではなく、感覚と反省に基づく経験を通じて与えられるのであり、このようにして意識上に形成されるもろもろの観念がつくりだす感覚の束こそ、人間の認識活動の本質であるとされていた。たしかに『市民政府論』のなかでは、『人間悟性論』において詳細に展開されたこのような議論に直接触れているところは少ない。しかし、ここでも感覚を受容する身体を離れて、人間存在はありえないとする立場は前提されており、外界と意識とを媒介する領域としての《一身》は、当然人間社会の考察における出発点をなすものとして重視されていたと考えてよいであろう。

したがって、

引用 1.4 たとえ地のすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、しかも人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。⁵

という場合も、この所有権の起点となる《一身》は、いわば静止した状態にあるような、意識と切離された物質としての身体を意味するわけではなく、はじめから感官をともない、まさに生命活動を営んでいる生きた《一身》を指すものとみるべきであろう。ロック自身は、必ずしもここにいう《人》と《一身》と《所有》との論理構造に、これ以上立ちいった分析を加えているわけではないが、それは単にモノに対する実定法的な主張というよりも、むしろ所有の主体と対象とは生命活動のうちに一体化されるかたちで、いわば人間存在の本質におよぶものと理解されているとみるべきであろう。

このように捉え直してみると、ロックの所有論は単純な財産保有の理論なのではなく、平等な人間どうしを取り結ぶ社会形成の基本的な関係を意味するものであり、そこにおける人間の生存の自由と不合理な支配に対する反駁の拠点を準備する役割を担うものであったことがわかる。ロックにとって、まさに

引用 1.5 生命自由および資産、すなわち総括的に私が所有 *property* と呼ぼうとするもの⁶

をその社会哲学の基点に据えねばならない理由はここにあるといえよう。⁷

1.3 労働へ

こうして、ロックの所有に関する考察は、なかば必然的に労働に回帰する契機をその内部にはらんでいた。そして、このような労働に関する議論こそ、『市民政府論』の第5章「所有権について」における焦点となってゆくのであり、所有概念の深化を通じて、労働を社会形成の基本原理に組み入れたのは、近代政治思想の流れにおけるロックの慧眼ともいべきものである。そこには、古典ギリシャ哲学に由来する政治思想のなかで、市民社会と対立する原理に基づく領域として、ながらくその外部に放置されて

きた生産の場を、逆に市民社会の形成原理に転じようとする大胆な狙いが
蔵されると考えられるのである。⁸

ただ、ロックの労働に関する考察は、『市民社会論』の文脈においては、
必ずしもこのような哲学的な反省を前面に押しだすかたちをとっているわ
けではない。表面上は、単純に私的な所有権の起点を身体におき、この前
提を掘り下げることなく、その二次的な操作たる労働の成果にも所有権が
およぶという主張が展開されているようにみえる。しかしやや詳細にみる
と、ロックの労働概念は、それが経済学の体系化のなかでたどっていった、
生産物を得るための労苦の支出という捉え方と単純に同一視することので
きぬ広範な認識をその深部に秘めていることに気づく。労働を人間にとっ
て付随的な活動として捉えるのではなく、このようなかたちで人間の世界
認識と社会形成の本質にかかわるものとして位置づける動きは、その後例
えばイギリス経験論から古典派経済学が生成する過程を遠望しつつ、批判
的に形成されていったヘーゲルの哲学に影響を与えることになったし、ま
たヘーゲル学徒として出発しながら古典派経済学批判のうちに市民社会の
解剖学を究めんとした、マルクスの経済学の基底にも、『資本論』の「労働
過程」に色濃く表出しているような、人間に特有な合目的活動としての
労働概念となって再生される内容をともなっているのである。ロックに一
つの起源をもつイギリス経験論に基礎をおく、古典派経済学の社会認識が、
社会形成の基本原則として競争的な市場経済を発見することになったとす
れば、おそらくそれとは異なる社会形成の原理を求める動きは、原子化され
た個人間競争の背後の隠された労働の世界の再発見に至らざるをえないで
あろう。

このように、後の経済学の展開から振り返ってみても、きわめて重要な
意味をはらんでいる『市民政府論』の第5章は、

引用 1.6 神が人類共有のものとして与えた世界の種々の部分に対し
て、しかもすべての共有者の明示の契約によることなしに、どのよ
うにして人が所有権を有するにいたったか⁹

というかたちで、暗黙の合意という近代的な社会形成の原理を問い、それ
は《労働》に基づく所有というかたちで実現されるのだという説明を与え

ることになるのである。しかし、この場合の《労働》という概念は、ロックの場合なお、それ自体として明確に対象化され、分析されているわけではない。それは、いわばさまざまな因子を詰め込むことのできるケースに貼られた一種のラベルとでもいうべき性格を残しており、所有を根拠づけるための人間の活動を総称する暗箱^{ブラック・ボックス}をとしての性格をもっている。そこでは、近代的な産業労働者の生産活動を労働の一般的なすがたとして思い浮かべることになれたものの目には、かなり奇妙に映る労働の契機が多分に重要な意味をもつものとされているのである。¹⁰この暗箱のなかの諸契機は、未整理のまま複雑に入り交じっており、さきの問題の解決に援用されており、それを単純に切り分けることにはもとより無理があるが、しかし、この点をあらかじめ確認したうえで、ここでは、それをとりあえず、《専有としての労働》、《消費としての労働》および《生産としての労働》という三つの側面に整理して、解説してゆくことにしたい。

2 労働の概念

2.1 専有としての労働

自由と労働 ロックの場合、「人類共有のもの」を「専有物」と化する人間の本源的な活動として、直接に《労働》が捉えている側面がある。このように、人間と外的対象との間の基本的な関係を構成する活動として捉える視点こそ、それまで社会に関するもろもろの考察のなかでつねに周縁に位置づけられてきた《労働》を、一気にその核心部分に引きずり込む原動力となっているといえよう。ロックはこのような労働がもつ本源的な意義を、たとえば次のように説く。

引用 2.1 地が自然に産出する果実と、その給養する動物とは、自然の手の自ずからなる産物であるが故に、人類共有の物に属する。本来何人も、それらがこのように自然状態にあるかぎり、それに対して他の人々を排斥して私的支配権をもたない。けれども人間の役に立つように与えられたのであるから、それが何らかの役に立つことができ、あるいは誰か特定の者に何かの利益を与えるのに先立って、まずなんらかの方法でそれを専有する手段が必ずなければならない。¹¹

ここでは労働は、けっして創造的な生産活動としては位置づけられていない。産生する主体は人間ではなく自然なのであり、それだからこそまた、生産物は原初的に共有の状態にあるとされるのである。しかし、このような「自然の手の自ずからなる産物」に取り囲まれた状態のなかで、人間は同時に「生活の最大の利益と便宜とに資するように利用すべき理性」¹²の力を駆使して、それらのものを合理的に使いこなしてゆくという特徴をもつ。そして、まさにこの使いこなしてゆく過程をみるかぎり、人間は家畜のように主人に強制されるのではなく、その対象物をわが物となし、自らの主体的な意志の力を駆使して、自由に操作することができなくてはならない。このような人間のもつ合目的なはたらきかけが顕著になればなるほど、主体と対象との結びつきは緊密なる。ロックがここで述べている対象に対する専有の必然性は、このようにみえると、豊富な対象に囲まれながら、それに対して主体的にはたらきかけるという人間労働の特質を指摘したものとみてよい面をもっている。いわばロックの功利主義的な人間観が、対象に対する効率的なはたらきかけを要請するかたちとなっており、専有はそのための必要条件として捉えられているように思われるのである。

意思行為 このような専有をもたらず活動は、生産的な労働の場合とは異なり、対象物に対する関係のみならず、むしろそれを媒介とした他者に対する意思表示的な活動としての性格を強くもつことにならざるをえない。ロックは先の引用につなげて、この点を次のように展開してゆく。

引用 2.2 共有物として与えられているものはどの部分でも自己の専有にするには、共有者すべての明示の同意があるということになれば、子供や召使たちは、父親や主人がめいめいの分前を割当てないでみんなの共同のものとして与えた肉を切ることはできなかつただろう。泉に流れ出る水は、万人のものであるであるが、しかも水瓶の中のもの、それを汲み出したもののみ属する、ということ誰が疑おうか。彼の労働が、自然の手—そこではそれは共有であり、かつその子らのすべてに平等に属していた—から、それを取り出し、これによってそれを自分の専有物としたのである。¹³

たしかに、ここでも《労働》という概念は、肉を切る消費的な活動や、水を汲み出すという生産的な活動を伴って現れるのではあるが、しかし、そ

れらは目の前に存在しないものを労働という犠牲を払って手に入れるというのとは、かなり違った内容になっているのに気づく。労働が新たに創り出した成果であるが故に、それが彼のものとなるというのではなく、逆に彼の生産的な活動がなされる前提として、自然の賜物は共有されているのであり、ただそれが何らかの役にたつためには他者に対する専有の意思表示が不可欠となるというのである。したがって、このような労働の概念規定は、かなり精神性を帯びたものとならざるをえないのであり、その点で単なる肉体的な労苦とは本質的に異なった意味内容のものとなっているのである。

このような観点は同時にまた、いわば《過程としての所有》とでもよぶべき性格を強く有することになる。すなわち、

引用 2.3 今日我々の間においてさえ、人が狩り立てている野兎は、それを追跡しているものに属すると考えられている。何故ならば、何人の私有財産でもなく、なお共有に属するとみとめられる獣ではあるが、これを発見追跡するために、このようなものにこれだけの労働を費やした者は、誰であつてもこれによって、それが共有であった自然状態からそれを取得したのであつて、このようにしてそこに所有権が生れたからである。¹⁴

というような説明に端的に示されているように、彼の労働と所有とは単純な原因と結果の関係にあるというよりも、むしろ表裏一体となって進行する過程として捉えられている。ここでは彼が野兎を捕らえることができたどうかという結果が問題なのではない。¹⁵彼がそれを捕らえ損ない、それを見失えば、野兎は再度また共有物に帰する性格のものであり、ただ彼がそれを追い求めているという意思の持続が、他者に対して「過程としての所有」を保証しているのである。たしかに捕獲の成功はこの過程を固定化する意味をもつが、しかしこの固定化によってはじめて所有権が確立するわけではない。労働は新たな成果を生み出しすが故に所有権を生むとされているのではなく、あくまでも結果に先んじてまず、活動を通じて他者に対して暗黙の合意を形成する過程であるとみなされているといえよう。¹⁶ロックはなんらかなの超越的な権力によることなく、人々が共有物に対して内発的にそれぞれの意思を発動し、それらを互いに認知しあうことで、社会的

な合意を築きあげるにふさわしい行為として、労働を捉えていたように思われるのである。

疎外された労働 このような労働の概念に即してみると、その成果がだれに帰属するにせよ、労働の過程においては、対象は彼の自由にされるわけであり、そのかぎりでは彼の身体的な自由の外延にそれらの対象が属しているということが本質的な意味をもってくる。しかし、このような労働過程における労働主体と労働対象との間の《密》な関係とその結果における《疎》な関係との対蹠は、その後大きな論争的となっていった。周知のように労働力という基本的な人間の能力の商品化が、このような転倒した結果を生むのだという主張が次第に台頭していったのである。いわば「過程としての専有」の必要性の論理は、逆に過去の労働の成果としての私的な所有と激しく対立する面を内包しているのであり、とりわけ他人の所有する労働手段を使って労働する賃金労働者のもとでは、この亀裂が深刻なものとならざるを得ないことは目に見えていた。労働に基づく所有という観念のうちには、近代社会における私的な所有を擁護するだけでなく、同時にまた結果としての所有を批判する論拠にも転じかねない、大きな落とし穴が潜んでいたのである。

ロックの場合、まだこのような対立関係は「父権」や「主従関係」といった覆われているかたちで、この後『市民政府論』のなかで詳細に論じられてゆくことになる、政治的な統合の原理のもとに委ねられていたとってよい。しかし、やがてこのような組織構成の原理が、市場における労働力商品の売買関係に置き換えられるようになると、自己の所有物を使いこなすのではなく、他人に使いこなさせる資本家の所有は、たえず脅かされることになる。労働がその合目的な活動の過程において、その対象を一旦はわが物とせずにはおかないというという事実は、逆に既存の所有関係を突き崩す原理に転じてゆくことになるのである。

2.2 消費としての労働

消費概念の拡張 このような《専有としての労働》と密接に結びつきながら、ロックの労働概念のうちには、もう一つ《消費としての労働》とでもいべき契機が認められる。たしかに、両者の区別にはかなり難しい面が伴おうが、しかし《専有としての労働》の場合、ある自然の産物が「何らかの役に立つことができ、あるいは誰か特定の者に何らかの利益を与える」という消費の局面に「先立って」、まずその専有を保証する活動であった点(引用 2.1)を想起してみると、その後になされる《消費としての労働》とは弁別さるべきものであることが理解されよう。そしてこの消費過程への着目は、専有とはとは異なった観点から労働と所有とを関連づける契機となっている。すなわち、ロックは次のような議論を展開するのである。

引用 2.4 樫の木のもとで拾ったどんぐり、森の中で木から採った林檎を食べて栄養を得た者は、たしかにそれを専用したのである。何人もこの栄養が彼のものとなったことを否定することはできない。では聞こう、いったいそれはいつ彼のものとなり始めたのか。彼が消化した時か、彼が食べた時か、彼が煮た時か、家に持ち帰った時か、あるいはそれを拾い上げた時か。ところでもし彼が最初採取した時それが彼のものとなったのではないとすると、それ以外の何をしたらそれが彼のものとなり得なかったことは明白である。そこに労働がなされたということが、この果実を共有のものと区別する。¹⁷

たしかにこの最後における労働も、《専有としての労働》という性格を具えていることに相違はないが、しかしそれは必ずしもそれ自体で所有の正当性を基礎づけるものとはされていない。ここでロックの所有権の論証は、次のようなかたちで展開されているのである。

1. 消化のような最終局面は、その調理、さらには材料の採集といったかたちで遡及してゆくことができる一連の過程のなかにあり、この過程のどこかに決定的な断点があるわけではなく、《労働》として一括して捉えうる。
2. 最終的な消費は自己の所有物に対する私的な過程となるのであり、「この栄養が彼のものとなった」というように、合理的になされるかぎり

正当化されうる根拠をもつ。

この意味においてロックの労働概念は、消費からの延長線上に位置づけられている面があるということができよう。この《消費としての労働》は《専有としての労働》と相対立し排除しあう規定ではないが、しかし後者が私的所有の論拠として抱えていた難点に解決を与えるという意味で重要な役割を新たに果たすことになるのである。

所有の自然的制限 このような消費の観点からする労働の概念規定はさきに述べたような意志表示としての労働概念（2.1参照）が、具体的な活動に先立って、占有の意思表示の側面を重視する結果、それでは「誰でも自分の欲するだけ沢山のものを独占できることになるだろう」といった抗議が生じうるのに対して歯止めをかける作用を果たすことになる。そのためにロックは、「所有権を与えるその同じ自然法が、この所有権をもまた拘束する」と述べ、合目的な消費の概念を反転して、つぎのような《負の効率》の論理をもちだす。自然に存在する共有物は、享受されるために存在するのであるから、

引用 2.5 腐らないうちに利用して、生活の役に立て得るだけのものには、誰でも自分の労働によってそれに所有権を確立することができる。けれどもこれを越えるものは、自分の分前以上であって、それは他の人のものなのである。腐らしたり、壊したりするために、神によって創られたものは一つもない。¹⁸

こうして、専有への道が暗黙のうちに準備されていなければ、所詮「共有のものはなんの役にも立たない」¹⁹という有益な消費要請の認識は、ここではそれ故また「腐敗」させてはならないという裏からの表現となる。そしてこのかぎりではロックの所有論が、やがて彼の後継者たちによって発展させられていった功利主義的な道德原理を内包するということではできよう。ただ『市民政府論』の場合、その功利主義は合理的な消費というかたちで《直接的な》規制原理として埋め込まれているのであり、後の経済学者が強調したように、私的所有を前提条件として、市場における競争関係に重点をおき、それによって効率的な生産編成が《結果的に》実現される

のだといったかたちで、私的所有の無制限に容認する道徳原理になっていないという点は注意する必要がある。

以上のように見てくると、ロックの労働に基づく所有の理論は、テーブルに供された肉塊を切り分けてわがものとする例に（引用 2.2）に寓されるような、労働を介して自ずと形成される暗黙の合意を内発的な社会秩序の基軸に据えようとするものであったが、しかし、それを破壊する貪欲に対する自然的制約条件の導出は、なお「靈感によって裏書された理性の声」といった超越的な規範を万人に要請せざるをえないものとなっているのがわかる。ロック自身はさきの主張（引用 2.5）が「われわれに所有権を与えるその同じ自然法が、この所有権をもまた拘束する」というのであるが、ここでは「理性」が内発的な秩序形成の触媒として個人に分有されるのではなく、私欲の放縦を《直接的に》外部から制限する共通の力に転じられている。この意味において、労働を通じた黙示的な私権の相互認知というロックの伝承的な超越的権力に対する抵抗のキョウトウホは、その内部に論理的な不整合を抱えていたのであり、この予感がロックをして第 5 章の後半に示されるようなさらに新たな労働概念の展開を招来する契機となっていったように思われるのである。

剰余なき世界 このように自然的制約の論理に導入のために、労働を消費の外延として位置づ直したことは、剰余労働の否定という副作用をもっていた。すなわち、ロックの場合、消費としての労働概念に徹するかぎり、生産は消費と表裏一体の関係におかれるわけであり、労働の成果はいわば定義上かならず消費されることになる。それ故、消費を越える剰余生産物を産出するような労働を考えることは論理的に困難になる。たしかに、剰余の概念もまた、ふつう考えられているほど簡単なことではない。社会的な生産が、分業関係を形成し、個別的に事前の見込みに基づいておこなわれるかぎり、事後的な過不足が生じる事態は避けがたいことになる。それは意図されたものではないが、しかし結果的には剰余の発生をみる。とはいえ、ロックの場合、このような横の不調整の可能性は完全に伏せられているのである。こうしてロックの労働概念は、完全に剰余という概念と縁を

切ったかたちで提示されることになるのである。

この結果、ロックの労働概念のうちからは、生産性の契機がいっさい切除されることになる。すなわち、所有権の確立が許される「腐らないうちに利用して、生活の役に立て得るだけのもの」という制限則は、あくまでも消費の側面における必要量を問題にしているとみてよい。しかし、人間の労働は、必要を越えるような余剰物を生み出す潜在能力を本質的に具えていると考えることもできる。あるいは、このような余剰の産出は、人間労働の特性というよりは、さらに広い範囲を覆う原則であるといってもよい。生物一般が、その種の人口を殖やし、またその進化を促してきたのも、おそらくこうした過剰を生み出す本質的な増殖力に根ざすものということさえできる。いずれにせよ、人間が労働するということは、単に自己の消費部分を生産するというだけではなく、それを越えて余剰を絶えず生み出す側面を抱えているのであるが、ロックはその労働概念のうちこのような制限を設けることにより、消費の必要を越える余剰の概念を扱いにくい構造にしているといえよう。近代における労働の概念が、消費と鋭く分離した生産の世界を自立させ、そこにおける「理性」による効率化の追求が、いわば無制限に余剰を生み出すことを自己目的的に正当化する傾向を半ば当然のこととしていることに照らしてみると、第5章の前半において示されたロックの労働概念には、それとは明らかに異なった一面が残されているように思われるのである。しかしこれは、単純に前近代的な労働観の残滓というよりも、むしろロックが労働を内発的な社会形成の基本原則とすべく概念操作したことの副産物とみなすべきものなのであり、したがってそれが意識的なものである以上、当然このような彼の時代に次第に芽吹きつつあった産業的な労働の現実との齟齬にもまた気づかぬはずはなかったのである。ここにもまた、ロックが新たな労働概念を用意せざるをえなかったもう一つの理由が潜んでいたといえよう。

2.3 生産としての労働

土地の所有 ロックの所有論は、以上のように《専有としての労働》や《消費としての労働》を第一原理として積極的な基礎づけがおこなわれ、これらの深層における労働概念を通じて、彼自身の社会哲学的な原理に圧着されていたといえよう。²⁰ロックは深層規定の拡張のうちに、彼の時代の所有問題も一貫して説明できることを示そうとして、次のように述べる。

引用 2.6 しかし所有権の主要な対象は、今では、土地の果実や、そこに生存する獣ではなくて、土地そのもの — その他の一切のものは土地の中に含まれ、土地の上に見出される — であるのであるが、土地の所有権も同じようにして獲得されたことは明白だと思う。ひとが耕し、植え、改良し、開墾し、そしてその産物を使用し得るだけの土地は、その範囲だけのものは、彼の所有である。彼は自分の労働によって、それを、いわば共有のものより自分自身に囲い込むのである。²¹

この文章におけるロックの意図が、《専有としての労働》を基礎とし、それが土地そのものの私的な所有と整合的な関係にあることを明確にする点にあったことは容易に理解できる。しかし、この説明が同時にまた、論理的な飛躍を内包するものである点も、一読して明かであろう。たしかに、さきの専有としての労働概念に基づいて、耕作している過程の土地が、かれの所有に帰することはいえるかもしれない。しかし、それはあくまでもその土地のうえに栽培されている果実に対する所有を保全するためであろう。あるいはまた、消費としての労働概念の拡張のうちに主張することができるのも、この土地のうえに育ち、やがて彼によって「使用し得るだけの」作物に限定されるはずであり、そこから「土地そのもの」の所有を必然的なものとし、囲い込みが正当化される論理を導き出すことは困難なように思われるのである。ここで単に「耕し、植え」という生産物に対する労働だけではなく、「改良し、開墾し」という「土地そのもの」に対する働きかけが追加されているのも、事実上ロックがこの困難をある程度察知していたことを示唆するものとみることでもできよう。

欠乏と労働 こうして、ロックも当初の意図に反したかたちで、土地の私的所有を根拠づける論理を独自に見いだす方向に次第に進むことになる。そのなかで、人間の本来的なあり方も、自然の賜物を一方的に享受すると

いう牧歌的なすがたから、

引用 2.7 神が、この世界を全人類共有のものとして与えたとき、彼は同時に人に労働を命じた。そうして人間の欠乏状態の故に、人間は労働することを必要としたのである。神と人間の理性とは、地を征服することを人間に命ずる。²²

という欠乏状態へと転じられることになる。ここには、神の命として労働を位置づける、いわゆるピューリタンの労働観が濃厚に現れることになるのである。

しかし、ここでの説明には、過剰と欠乏の奇妙な同居とでもいうべき不自然な印象が拭いきれない。ロックによれば、土地自身は「彼の囲い込みの結果、他人に残されたものが減るといことはなかった」²³ほど豊富にありながら、「人間の欠乏状態」が存在するというのであり、しかもここではただ単に「耕し、植え」るだけではなく、土地そのものに「労働を定着させ」²⁴ることになる、ある意味では過剰な労働が必要とされるというのである。なぜ、このような改良のための労働がなされる必然性があるのだろうか。これに対してロックは、神に対する人間のいわば義務として、かかる労働はなされるべきなのだと答えることになる。

引用 2.8 神は人間に労働を命じ、そうしてまた人間の窮乏が労働を強いた。彼が自分の労働を定着させてしまったところがそれが彼の財産であり、人はそれを彼から奪いとることはできなかつた。だから土地を征服しあるいは開墾することと、土地を領有することとは結合していることがわかる。²⁵

ここでは、生存のために必要な物資を調達するために、ある種の労働がなされるというのではない。したがって、「財産」もまた、労働の証しとして捉えられることになる。労働は単純に生きる糧を得るための手段としてではなく、「神と人間の理性」が命じる行為として絶対視されることになるのである。こうしたなかで、人間の主体的な活動が要請する対象との一体性も、また消費のもつ合理的な自制も影を潜め、神の求めに応じるというかたちで、事実上無際限な自己目的労働の概念が芽生えつつあるように思われる。

たしかに、このようなロック自身による労働概念の転換は、この種の宗教的価値を賦与しえぬ者の目には、奇妙な欠乏と過剰の共存として映じるのであるが、しかしおそらくロック自身の観点からすれば、「人間の欠乏状態」がパンのみで癒されるべくもないことは、むしろ自明の理であったのであろう。いずれにせよ、土地所有の論拠を労働に求めるなかで、ロックの労働概念が次第に変容を遂げつつあったことは事実であり、近代的な《生産としての労働》という概念が確立されるためには、このような労働に対する意味づけが必要とされるように思われる。人間の労働能力は、自己の生命活動を維持してゆくのに必要な生活手段を再生産するだけでなく、それをこえて労働を継続する能力が潜んでいるという事実は、近代の労働を捉え返すなかで、結果的に明らかにされた面があり、剰余労働の可能性を実現させるためには、人間社会はそれに特異な一種イデオロギー的な媒介環を不可欠としてきたということもできよう。

貨幣の発明 ロックの場合、このようなイデオロギー的な媒介環を通じて、主体の側から生産的労働を解放してゆく萌芽がみられると同時に、もう一つそれとならんで、生産的労働を要請する客観的な契機がある。すなわち、「貨幣の発明」²⁶の問題である。

『市民政府論』に示された貨幣に対する立場には、かなり微妙で複雑なものがある。ロックは一方で貨幣の使用が、労働に基づく所有権の設定の具える自然的でかつ合理的な限界を打壊わすのではないかという危惧を、たとえば次のようなかたちで表明する。

引用 2.9 私があえて断言したいことは、所有権 (*propriety*) について前述したのと同じ法則、すわち各人は自分の利用し得るだけのものをもつべしという法則が、今日なお通用していて、それでも何人も困難に陥れることはないであろうということである。ただ貨幣が発明され、それに価値を認める人間の暗黙の同意があるので、(合意によって) この法則以上の大きな財産と、それに対する権利が生じてしまい、そのために土地の不足を来しているに過ぎないからである。²⁷

このように自然が巧みに定める「所有の限度」²⁸を蹂躪する元凶ともいうべき貨幣に対して、しかしロックは単純にその使用を非難するような立場を

とってはいない。ここには、彼の労働概念にも深く関連する興味深い問題が蔵されているように思われる。そしてここにはまた、ロックの独自の貨幣認識が影響しているといえよう。

すなわち、ロックは貨幣を次のように規定する。

引用 2.10 貨幣というのは保存しても腐朽せず、また相互の契約によって、人が実際の生活に有用な、しかし滅失する性質のものと交換に受取るであろう、何か永続性のあるものであった。²⁹

貨幣の本質は、このように備蓄の手段という点に求められるのであり、異なる有用性を具えた商品の持ち手変換を媒介する側面を重視する古典派経済学の貨幣認識とは、大きく異なっている。³⁰このような貨幣の使用によって、財産保有の限界は事実上なくなるのだというのである。すなわち、

引用 2.11 1週間で腐ってしまう李を1年間は十分に食用として保つところの胡桃と交換したとすれば、これもまた人に害を及ぼすものではないのである。彼は共同に資源を浪費しなかった。自分の手中で無駄に何物も滅失しなかった以上、他人に属する物の一部といえども壊滅したことにはならないのである。さらにまたもし彼がその胡桃を、色彩が気に入って1片の金属と交換し、あるいは自分の羊を貝殻と、あるいは羊毛をキラキラ光る小石またはダイヤモンドと交換し、それを一生自分の物として保存するとすれば、彼は決して他人の権利を侵したことはない。彼はこれら永続性のあるものを、その欲するかぎり蓄積して差支えなかった。自分の正当な所有権の限界を越えたかどうかは、その財産の大きさいかんにあるのではなく、何かが無用にそこで滅失したか否かにあるから。³¹

しかし、ここでは所有権の自然的な制限に関する先行規定(引用2.9)は、事実上大きく修正される結果となっている。ロックによれば、財産所有の自由を保障する社会的な合理性は、何よりも

引用 2.12 ある者が、自分の者を獲得した後でも、なお、その獲得以前と同様に、隣人には、多くの良い、また十分な財産の余地があったに相違ないからである。³²

という点におかれていたはずであった。ここでは、無駄に滅失してはならないという神に対する責務(引用2.5)とならんで、隣人に対する社会的な良識の問題が明示されているように思われる。しかし、貨幣の発明のもと

で可能となる、さきのような蓄積の容認の論拠（引用 2.11）は、神に対する責務を冒すことはないにせよ、隣人に対する社会的な影響は、もはや顧みられることのないものとなっているのである。では、こうした自然調和の摂理を侵食してまで、なお貨幣の使用を容認し続けなければならない理由は、いったいどこにあったのであろうか。

暗黙の合意 ロックが貨幣に対して感じていた、その積極的な性格は、「貨幣の発明」の背後に潜む「暗黙の合意」（引用 2.9）であったように思われる。³³ むろんロックの場合、貨幣生成の理論が提示されているわけではない。その精密な理論は、後の経済学の自立的な発展が、ロックの触れることの少なかった商品交換の分析に進むなかで徐々に明確にされてゆくことになる。ただ、ロックは貨幣が、領主や国王が体現する政治的な権力によって正統化され、また外部から管理・調整できるような単なる道具ではなく、そこに人々の暗黙の合意が形成され、特殊な社会的な力を具えるにいたるという点をいち早く感得していたように思われる。

そこには、明示的な所有論と符節相合する特性が含意されていると見てよい。『市民政府論』のなかで繰り返し強調されているのは、共同のものを分け合う際のこのような黙約のもつ重要性であった（引用 1.6 2.2）。³⁴ ロックが畏れていたのは、単に絶対君主の恣意のみではなく、全人民が一同に会してあるとき合意を形成したのだという虚構を介して、専制的な権力をふるう危険を秘めた革命政権でもあったのである。ロックの所有理論の狙いは、個別の人間主体に労働という社会参加の契機を埋め込み、これによって、超越的な権力の発動に対していつでも抵抗を開始できる拠点を確保せしめるところにあったように理解できる面が多分にあるのである。

ロックはこのような暗黙の合意による市民社会形成の論理を、すでにみたように所有論の確立のうちに意図的に構築せんとしたのであるが、その過程で彼は貨幣の使用を通じて発揮される、より現実的な「暗黙の合意」の存在を直感しつつあったように思われる。貨幣の使用が、明らかにロック自身の労働に基づく所有の自然的な秩序を破壊する側面を指摘しながら、その貨幣の使用にあえて異を唱えようとはしなかった秘密はここに

隠されているのではないかと考えられるのである。ロックは、貨幣のもつこのような合意形成の特質をそれ自体として理論的に分析することは最後までなかったが、しかし、明示的な所有理論に貨幣のこの特質を事実として取り込むことによって拡充し、土地の所有を中心とする彼の時代の焦眉の課題に取り組まんとしていたとのだと解することができよう。

所有制限の解除 こうして、ロックは主体の側面においても労働の自己目的化をはかり、また客観的にも貨幣の使用により財産の蓄積を認めることによって、土地の所有の根拠をあらためて開示しようとするのである。すなわち、生産活動としての労働に注目することにより、労働の生産性の上昇のうちに、私的な所有の論拠を見いだそうとするのである。

まず労働による生産性の上昇のもつ意義は、次のようなかたちで捉え返される。

引用 2.13 自分の労働によって、土地を専有するものは、人類の共有財産を減少するのではなくてかえって増加するのである。何故なら囲い込みをされ開墾された一エーカーの土地から産出する、人間生活の維持に役立つ食料は、同じ程度に肥沃な一エーカーの土地が共有のものとして荒地になっている場合に産出するもの（きわめて控え目にいって）十倍であろう。それ故、土地を囲い込み、そして、十エーカーの土地から、自然のままの百エーカーから得られたであろうよりも遥かに多くの生活の利便を得ているものは、まさに人類に九十エーカーを与えたものといっていだらう。今や十エーカーの土地から、共有のままに放置されている百エーカーの産物に匹敵するものを供給するからである。³⁵

ここで注意する必要があるのは、生産性の上昇を通じて、いわば新たな土地が生産され、これが生産的な労働に基づく所有として改良をおこなった者のもとに帰属するといっているのではないという点である。ロックはそれほど簡単に労働に基づく所有の内容を、先行する専有の自由の原理から、生産に基づく取得の原理に切り替えているわけではない。

この範囲ではなお、ロックは土地所有の第1原理は、果実や獣と同様に(引用 2.6)、自然に存在する土地は基本的にだれでも自由に専有することができるという主張からかわっていない。ただこの第1原理には、まずそ

ここで自己の労働がなされると同時に、また必要なかぎりでも専有されるべし、という付帯条件が附されていた。すなわち、ある土地が専有されても、それによって他の何人にも損害を与えることがないかぎり、それは人が腹一杯水を飲んだことが非難されないのと同じように許されるはずだというのである（引用 2.12）。

ただ、自然の賜物とはいっても、土地の場合、その有限性はロックの目にも明らかであった。とりわけ、ロックがその社会的な合意形成における暗黙性をもっとも巧妙に体現していると直感しつつあった貨幣の登場は、反面において土地の有限性を顕にし、労働に基づく所有という社会的な合意形成の核心を突き崩してしまう危険をはらんでいたのである。

ロックが改良の問題に関して、ここで述べていることは、以上のような論脈のなかに据えてみると、労働に基づく自由な専有がなされても、その結果、改良を通じて生産性が上昇するかぎり、専有の自由を支える土地の豊富さという条件は、侵害されるどころか逆に強化されるはずだという主張であったことがわかる。改良労働はそれ自身が所有の原因であるのではなく、そのうえで労働する意志のあるものに対する専有の自由を保証するための、追加的な条件（引用 2.12）を保全するものであったのである。

しかし問題は、その先にある。このような意味で、土地生産性の上昇を逆に穀物を尺度にとって土地の増加であると見なすことは自由だが、ただこの改良をおこなった人間がこの相対的に増加した部分の土地に対して、その所有権を手放すという論理が見つからない以上、土地の不足という問題を現実回避する手段とはなりえない。もし、これがロックのいう意味での私的な所有による土地の不足という事態を解除するものであるとすれば、先の例（引用 2.13）に即していえば、少なくとも最初に改良後の十エーカーの土地のうち、一エーカーは他のものの自由な専有に委ねる必要があろう。しかもこれはあくまでも、土地の生産物の物量を尺度としていえることであり、次の世紀の経済学者たちが盛んに議論したように、たとえばその生産物の価値が、生産性の上昇の結果、下落しているはずだといった条件を考慮しはじめると、一エーカーの土地所有の放棄で、隣人に対する損害がなかったと言い切れないこともすぐにわかってくる。いずれにせよ、

土地所有がもたらす共有地の減少を、植民地への侵略といった手段によるのではなく、³⁶平和的に土地の生産性の上昇を通じて解除しようとする、改良された土地全体についての所有は単純には主張できないことになる。こうして、土地に対しても、なんらかのかたちで「純生産」の概念が適用される途が開かれることになるのであり、所有の対象は、ある投入を控除したのちに得られる、新たに創出された部分に限定され、所有の権原は労働の生産的な性格に求められることになるのである。

改良労働と栽培労働 こうしてロックは、労働が具える生産力の概念に次第に接近するのであり、それとともに、自己の社会形成の原理と密接に結びついてきた、専有としての労働や消費としての労働の概念とは異なる、生産としての労働の概念が、第5章の後半で展開されてゆくことになるのである。もともとこの章の前半でも、例えば次のようなかたちで、労働によって創出された生産物であるが故に、その部分に対しては労働が私権の源泉となるというように解しうるような、後の古典派経済学に通じる所有論が示唆されていた。

引用 2.14 労働が、万物の共同の母たる自然がなしたより以上のなものか、それに附加えたのである。このようにして、それは彼の私権となった。³⁷

このような観点は、土地改良を単に専有の付帯条件を保全するという消極的な位置から、³⁸積極的にそれ自身を生産物に対する私有の権原となすような方向へと拡張されてゆく。第5章における次の議論は微妙に先の論拠（引用 2.13）から乖離した内容を含んでいる。

引用 2.15 そうしてまた労働に基づく所有が、土地の共有に優越し得るということは、よく考えてみるとそう変なものではない。何故なら、すべてのものに、価値の等差を与えるのは実に労働に他ならないからである。誰でも、煙草あるいは砂糖が植栽され、また小麦あるいは大麦が播かれている一エーカーの土地と、まったく耕作されずに共有のままにされている同じ一エーカーの土地の間に、どんな相違があるかを考えてみるがいい。労働による改良が、価値の大部分を作るものであることが解るであろう。人間の生存に有用な土地の産物のうち、十

分の九は労働の結果である、と断定しても、それは非常に内輪の計算に過ぎないものだと思う。³⁹

ここにみられるように、ロックは「土地の産物」を、改良という「土地そのもの」に対する労働の結果であるかのごとく論理を転換してしまう。ここには、「土地の産物」を直接生産するのに投じられた労働は登場せず、すべての労働がおそらく改良労働のうちに包含しているとみてよいであろう。改良と生産とが渾然一体となるのは、ある意味ではロックの時代の農業に固有の事情なのかもしれないが、⁴⁰いずれにせよ、ここでもまだ、ロックは自然が生産の主体であるという理解を密かに維持しているかに読める。人間のおこなう労働は、自然にかわって「土地の産物」を創り出すのではなく、ただ自然のもつ生産力を背後で援助する役割を果たすに過ぎないという解釈の余地を残している。

しかし、ロックはこのような改良労働の消極性を次のように社会的な分業の連鎖のうちに埋め込むことにより、次第に払拭してゆくことになる。

引用 2.16 土地にその価値の大部分を与えるものは、労働であって、それなしには土地はほとんど無価値になってしまうであろう。土地の有用な生産物の大部分を、われわれは労働に負っているのである。何故なら耕地一エーカーの産出した小麦による、麦稈、糠、パンの全部が、同じように優良な、しかし未墾の一エーカーの土地の産物より価値があるというのは、すべてこれ労働の結果であるから。それはただ農夫の勤労、刈手や打穀者の労働、あるいはパン屋の骨折りが、われわれの食するパンの中に勘定されなければならないということだけではない。牛を育て、鉄や石を採掘耕作し、鋤、水車、窯、その他この穀物のために、それが播かれてからパンになるまでの間に必要な無数のその他の道具に用いられているところの木材を伐り倒し組立てる人たちの労働は、すべて労働の勘定書に記載され、それらのものは労働の結果として受取られねばならないのである。自然と土地とは、それ自体としてはほとんど無価値な素材を供与するに過ぎない。⁴¹

ここにおけるロックの論理展開は、後の古典派経済学の水準からみると、たしかに不明確な部分が多く、未完成なところが目につく。「土地にその価値の大部分を与えるものは、労働であって」という論証すべき命題と、「自然と土地とは、それ自体としてはほとんど無価値な素材を供与するに過ぎない。」という結論との間には、土地の価値と土地の生産物の価値との混同、

「価値」と「素材」との同一視といった難点が露呈されている。しかし、それは経済学のいわば技術的な問題に由来する面があり、学問的な蓄積を無視して、それ自身をただあげつらうのではロックの議論の積極面を捉えたことにはならないであろう。重要な点は、ロックの労働概念が経済学の表層に浮び上がってくる背景には、実は先行する社会形成の基本原則としての労働の概念からの大きな屈折があったことを理解することなのである。

「労働価値説」　このような生産的労働が発見され、所有権の源泉がその対象物の獲得に必要な労働にあるとすれば、たしかに、その対象物の価値もまた労働によってきまると考えるのは自然な流れとなろう。しかし、このような発想から発展してきた商品価値の理論としてみると、ロックの議論はかなり素朴なものというほかない。

それはなによりも、社会的な再生産を労働の支出とその生産物の消費に基づく循環として捉える立場が確立されておらず、また社会的な再生産過程をいわば国民経済の観点から総括する視点を欠いている点に端的に示される。いわゆる「労働価値説」の一つの重要な意義である市場現象の背後に自然と人間との間の社会的な物質代謝の過程を読み取る、いわゆる社会的再生産という認識に関するかぎり、ロックの議論はなお萌芽を含んでいたとはいいがたい。このことは、ロックの労働に対する主たる関心が政治社会としての市民社会の生成の論理を探ることに根ざしており、その点で所有の源泉論に傾いていることの現れであり、その反面として国民経済としての市民社会のもつ社会的再生産の内部に存在する運動機構の存在はほとんど意識されていないように思われるのである。この意味では、ロックの「労働価値説」はペティのものとは比べても、著しく見劣りおするものとなっていることは否めないであろう。

ただ、社会的再生産の循環機構の把握とならぶ「労働価値説」がもたらすもう一つの重要な知見である社会的な剰余の認識についてみると、ロックもひとまずそれに成功しかけているとあってよいのであり、この点はマルクスも先に触れたように積極的に評価しているところである。このような社会的な剰余の源泉を剰余労働に求める認識は、一方で商品価値が投下

労働量の大きさによってきまるといふ論理が確立されると同時に、他方では労賃水準あるいは労働力の価値の大きさの決定原理が明確にされることによってもたらされるものであった。そしてロックはこの後者の決定原理に関して

引用 2.17 一般にやっとその日暮らしの生活をし、実際にもトレードのために労働すると考えられている労働者は、食料、道具、衣服を買うのに足るだけの貨幣さえもっていれば、彼らの仕事を十分に果たすであろう。⁴²

という立場を明確にしている。すなわち、「生活」を支える物資と、それによっておこなわれる「仕事」との違いを認識し、労働力の「価値」の大きさが基本的には必要労働時間によってきまるといふ理解を一応示しているようにも思われるのである。とはいえ、ロックの場合、剰余の基礎となるべき生産力上昇の契機が価値論と整合的に組み合わせられてはおらず、その点で社会的な剰余の認識も本来の意味で明確にされているとはいいがたい。⁴³

こうして、『市民政府論』における労働概念を捉えなおしてみると、一方で暗黙の合意形成を促す貨幣の評価に媒介されて、本来の労働概念が大きく屈折され、その結果、生産の主体が自然の手から人間の労働の側に百八十度転換され、社会的な剰余の形成に対する認識枠が用意されながら、他方では、しかし近代的な生産的生産力の発展のなかで、純生産物の社会的な分配がどう変化するかといった、のちの古典派経済学の基本問題は、なお意識下に眠ったままの状態にあることがわかるのである。そこで、次にこのようなロックの労働概念が、その後たどった道筋に反省を加え、その現代的意味を考えてみることにしよう。

3 市場・労働・参加

3.1 市場経済と労働

市場社会へ 『市民政府論』第5章の叙述に即して検証したように、すでにその内部に多分に屈折を含んだロックの労働概念は、その後の政治経済

学の発展のなかで、市場を社会編成の基軸とするという市場社会像が生成されてゆくのにともなって次第に分解され変容してゆくことになる。すなわちここでは《生産としての労働》という表層に一面化されるとともに、ロックが貨幣の使用に関して直感していた暗黙の合意のメカニズムは市場機構の分析を通じて理論化してゆく方向に大きく傾斜していった。ロックの場合、なお屈折したかたちで示されている生産の主体としての労働という観点は、やがて生産物に関する絶対的かつ私的な所有権の基礎とされ、それとともにロックがすでにダイヤモンドの保持のうちに垣間みていたような（引用 2.11）社会的にはまったく責任を負う必要のない財貨保有⁴⁴がひろく容認されてゆくことになる。生産的労働のみの成果とみなされた財貨は、生れながらにして《共有物》の痕跡をいっさい具えていない完全なる私財と考えられ、いかように処分されようとも他人が容喙する余地はないものとされてゆく。こうして、社会的な規制を離れて私的な売買に全面的に服するような商品という形態が社会の内奥にむけて解き放たれることになっていったのである。

とはいえ、このような私的な財貨保有だけでは、社会編成の基本原則が賄われるものでないことは明かである。その後の経済学の流れから振り返ってみると、ロックの場合、そのような経済社会のもつ暗黙の合意が十分に理論化されなかった理由は、市場がそれ自身に内包する自立的な社会形成の原則を抽出しえなかったことにあるように思われる。すなわち、経済学の基本的な道具立てである、私的な《競争》という観点が、ロックの『市民政府論』の内部では、なおきわめて希薄な状態にとどまっているのである。経済学が近代政治思想と袂を分けて独自の発展を遂げるためには、《私的》な原理が発揮される場を生産による保有から交換による競争へとさらにもう一段格上げしてゆく必要があったのである。

しかし、ここで注意なくてはならないのは、このような市場経済の積極的に指示する理論のみならず、その批判理論もまた、ロックの労働概念に照らしてみると、その屈折した表層部分に立脚し、それを拡大するという性格を胚胎していたように思われる点である。マルクスの理論が二十世紀の社会主義の諸潮流のなかで支配的となっていた真の理由は、労働に基

づく所有を基盤とするような、資本主義社会に対する倫理的な価値判断にどこかで帰着するような批判理論を超えてたところにあった。こうして、『資本論』のうちには、搾取理論の論証を通じて「資本家的社会」の不正を糾弾するような議論はその跡形も認めえないことになるのである。

3.2 所有に基づく参加

財産所有 ところで、十九世紀における市場社会像の普及は、単純に政治社会が消滅したことを意味するわけではなかった。そして、ロック自身が構想していた近代社会の形成理論は、この領域に直接に連続する論争を巻おこすものだったのである。ロックの労働概念の展開をこの政治社会の論理の側面から捉え返してみると、そこには十九世紀における無産労働者階級プロレタリアートの存在が浮び上がってくることになる。すなわち、ロックの原理にしたがうかぎり、労働をおこないながら、しかも政治社会に対する参加を拒まれる階級という存在は、明らかに自己矛盾した存在となる。それはロックにおける労働概念が、単純に私的な所有の正統化の論理に終始するものではなく、むしろ政治社会への参加の基本原則を明らかにするという狙いを秘めたものだったことに由来するといえよう。

こうしてロックの政治社会への参加の原理も、前節でみたように労働概念が大きく屈折するなかで、複雑な変容を遂げてゆくことになる。すなわち、労働に基づく参加は、「財産」によって媒介され、労働に基づく「財産」の形成と、財産の保有に基づく政治社会への参加という二つの過程に切り分けられる契機を宿していたのである。もとより、ロック自身の考えのなかでは、この両者は連続し一体をなすものとされていたのであり、事実『市民政府論』でも、政治社会を形成する主たる目的は、所有権の維持にあることが繰り返し強調され（引用 1.1）、所有権の内容はひろく生命自由および資産を総称するものであり（引用 1.5）、単なる土地に代表されるような財産の維持にかぎられるものではないとされていた。

しかし、その後の政治社会の確立は、このような包括的な所有権の維持に終始したわけではなかった。事実、絶対君主との対抗の基軸が土地の保

有をめぐって激化する関係にある以上、それを打ち倒して成立してくる市民政府の構成員はなによりもまず、何がしかの土地を保有し、その土地に課される租税を納付することをもって、一般に参政権を獲得するかたちをとることになったのである。ロックもまた、政治社会の発生を問題とする際には、ただ所有権一般の維持を政府の目的とするだけにとどまりえず、暗黙の合意形成という問題をめぐって、たとえば次のように、積極的に土地所有を核心に据えることになる。

引用 3.1 困難は、何が黙示の同意とみなされるべきか、またどの程度までそれが拘束力をもつか、すなわち何等の表現もしない場合にどの程度まで同意があり、したがって政府に服従したものとみなされるべきか、について起る。この点に関しては、私はこう思う。どの政府の領土のどの部分でも、財産をもちあるいはこれを享受しているものはすべて、これによって黙示の同意を与えてたものであり、そうしてこのように財産を享受している間はその政府の法に対し、そのもとにある何人とも同様、同じ程度にまで服従の義務がある、と。⁴⁵

労働者の政治参加 こうして、十八世紀における政治革命をへて確立されてゆく現実の政治社会は、当初その構成員を有産階級にかぎったかたちで発足せざるをえなかったものであり、たとえ自由・平等を理念として標榜したとしても、その実態は制限的な政府のかたちをとって成立する結果となった。しかし経済社会の場合と同様、ここでも、ロックの労働概念はこのような制限性を批判する胚珠を内包していた。十九世紀における資本主義諸国における社会運動は、このような制限された参政権を批判し、ロックが一面で掲げていたような労働と所有を直結させる観点を前面に押し出し、労働者の政治過程への参加の権利を求め、普通選挙制度の確立を柱に社会的不正を糾してゆかんとする、さまざまな政治運動となって展開されることになっていったのである。

このような民主主義の拡張を求める運動は、二十世紀における社会主義運動の主流からは、「修正主義」あるいは「社会民主主義」として繰り返して批判されることになっていった。政治社会への労働者の参政によっては、近代社会の根本的な搾取関係は破棄されるべくもなく、広い意味における参政権に拡充を最終的な目標とするような運動に社会主義の目的を曲げて

はならないといった主張が台頭していったのである。こうして、今世紀における社会主義の主流は、このような民主化の運動をあくまでも一つの階梯として利用しながら、さらに「ブルジョア民主主義」を突抜けてソビエト権力にすべての社会的な権力の集中を求める運動を形成していったのである。

このようにロックの労働概念に立ち返って捉え返してみると、ここでも今日における先進諸国の問題が、その屈折の遠景に浮かび上がってくることになる。二十世紀における資本主義諸国は、社会主義諸国との対抗とそしてなによりも自らのうちに原因をもつ戦争へ国民を動員するためにさまざまなかたちで政治社会への参加の制限を解除することを余儀なくされていった。ここには、同じく軍事的な臨戦体制を常時敷かざるをえなかった社会主義諸国とは、際立ったかたちで二十世紀における経済社会としての資本主義諸国における政治社会化という変容があったように思われるのである。ロックがその労働にもとづく所有を説き、その所有の維持が政治社会の目的で論じた内容は、それにつづく経済社会としての参加の原理を越えて、今世紀における長期的趨勢として浸透し、拡充されていったのである。そして、二十世紀を領導したかにみえた社会主義諸国のもとでは、このような政治社会の成熟は逆に強く抑制される効果をもってしまったのである。これはあるいは現在の過渡的な流動状況を、一方的に意味づけたにすぎないかもしれないが、しかしロックの政治社会に関する参加の議論は、このような今日の問題にとって再度検討を求める面をもっているのである。

3.3 労働に基づく参加

個人的労働 しかし、ここであらためてロックの労働概念に立ち返ってみると、以上のごとき経済社会と政治社会を貫く一連の流れがいずれも、なお《生産としての労働》の延長線上の位置づくものであることに気づく。政治経済学の展開とその批判理論がそうであることは、すでにみたとおりであるが（??頁参照）、財産所有に基づく政治社会への参加という障壁が労働する無産階級に対して解除されるべきであるという主張においても、な

お労働概念は賃金労働者のおこなう生産的労働に限定される傾向を払拭しえなかった。むしろ今世紀における重化学工業化のなかでは、労働に基づく参加という社会民主主義的な運動においてさえ、労働組合に参加する成年男子労働者を中心とした正規雇用労働者に主体を狭めてゆきさえたのである。そうしたなかで、さまざまな差別で分離された臨時的な雑役や家事労働など、正規の雇用関係の外においておこなわれる活動を広く政治社会への参加の基本的な権原と捉える立場が、充分成熟するにはさらに多くの時間を要することになった。労働に基づく参加といっても、その場合の労働の内容は、長い期間にわたり培われてきた《通念》のうちに、狭められていることを想起する必要があるのである。

ただこのような労働概念の狭隘化は、ロックの場合必ずしも《生産としての労働》の領域に固有の問題とはいえない面がある。たしかにこの領域において、労働の概念はその個人主義的な性格を強めてゆくことは事実である。

しかし、さらにロックの場合、《専有としての労働》にしてもまた《消費としての労働》にしても、それだけを抜きだしてしてみると、やはり個人的な色彩が著しく強いものとなっていることに想到する。水を瓶にくみだすという作業にしても（引用 2.2）、野兎を狩りたてる作業にしても（引用 2.3）、あるいはまた森における採取の作業にしても引用 2.4）、いずれの例をみても、孤立した人間が一人ですべての行為を遂行するかのような、いわば「個人的労働」⁴⁶となっているのである。

この点で、ロックが抱いていた社会的な生産のすがたと、後の古典派経済学者が築いていったそれとの間には、なお大きな溝があるように思われる。ロックの労働概念のうちには、社会的な分業の広がりを感じさせる契機が著しく欠落しているようにみえるのである。このような「個人的労働」という面での労働概念の狭さは、たしかに卒然と考えると、その設例があくまでロックの時代をはるかに遡った牧歌的な世界を念頭においたものであり、しかも労働概念の深層が、個人の意思表示を強調し、あるいはいわば胃袋という共有が不可能なものに直結するものとさしていたといったような、付随的な事情から派生したことのように思えるかもしれない。

とはいえ、こうした外見から、労働が具える協働性の認識そのものがロックにまったくなかったかと断じるのは早計に過ぎよう。むしろロックの場合、基本的には人間の労働が一人一人バラバラに完結していると考えられていたとみるよりは、労働がそもそも複数の人間により、有機的組織のもとでおこなわれるものであり、後の経済学者が考えた以上に強固な一体性を自明とみていたが故に、逆にその結合と調整という分業の原理が表にあらわれてこない構造になっていたとみるほうが妥当であろう。その意味で所有権の帰属も家長に代表されるにしても、実際には召使いなども含めた労働する《家族》であったとみるべきなのである。このような《家族》とそれを基礎とする政治社会としての《市民社会》の編成原理が、逆に所有権を基礎づけるべき理論的な説明のなかではその内部が見えない有機体を代表する孤立した一個人に仮託され、あたかも分業関係なしに生産と消費が個人のもとで完結しているかのごとき、一見して時代遅れで奇妙に見える説明を生む背景であったように思われる。このようないわば二重経済論的な論理構成が、結果的には社会を構成する諸主体の間に横たわる社会的なつながりを捨象し、社会性を喪失した極限的な個体の集合を仮定して、その逆転により人間社会の有機性の必要性を導出してゆくという方法に途を拓くことになったといえよう。

労働の協働性 もっともこのような方法自体は、ロックに固有のものというよりは、これに先行する時代からひろく培われてきたものであった。ロックの特徴は、こうした再構成されるべき社会性の核に本来政治社会としての市民社会の枠に入りにくかった労働をすえたところのあったのである。そして、ロックが労働概念を哲学的基礎のうえにその深層から展開してみせたことは、今日の観点から捉え返してみると、けっして近代政治思想から政治経済学が誕生する一連の流れに簡単に還元できない、積極的な意味をもっているように思われるのである。

その積極性の根底をなすのは、労働そのものが同時に社会を形成する活動であると捉えようとする視点である。ロックの労働概念がその深層でこのようにそれ自体、直接的な社会性を帯びる背景には、すでに述べたよう

に労働が自然の賜物としての共有物を専有し、獲得する活動として認識されていたことがある。そこでは、出発点においてすでに社会的な共有物があり、結果において個人的に処理がなされることになるのであり、その間を労働という活動が媒介するという基本構造が不可避のものとなるのである。そこには、労働が財産に一旦固着され、これが政治社会への参加の権原となるというように間接化されたり、あるいはこうした財貨が市場で競争的に取引される過程を通じて、結果的に社会的な生産の編成・維持が達成されるのだというように論理的に操作されることを、所詮虚構的なものとして突放す認識が潜んでいるといえよう。ロックが後の経済学者をこえてわれわれに投げかけているものは、人間社会の出発点に存在する共有性の認識であり、そのうえにどのように個人の暗黙の了解をうちたてべきかという課題であるといえよう。

今日においても労働の場は、社会の心臓部分をなすのであり、そこでの民主主義が決定的な意味をもつことに違いはない。生産における従属がなされても、その外部の政治経済の場で、民主主義的な参加の途が保証されていればいいというわけではなく、むしろ生産活動の場でこそ、自由と平等が実現される必要があるのである。現代における市場経済の拡大は、たしかに市場的な調整のもつ暗黙性の意義をさまざまなかたちで再確認させる面をもっている。しかしそうしたなかで、同時に広い意味における労働に基づく参加は、単に空洞化した政治社会においてではなく、むしろ再び企業組織の内部で深化しているのである。労働力商品の売買という形態が覆う領域はますます拡大するとともに、そのなかでまた市場的な関係では律しきることのできぬ、社会的な規制も次第に強まってきている。労働を通じた参加のルールという問題は、ロックの時代以降、次第に直接追求されることがなくなり、経済学の発展のなかで背景に押しやられてきたのであるが、いまやその社会哲学的な再検討が、表層的な市場原理の再評価の流れのなかで、かえって現実的な課題となりつつあるように思われるのである。

註

- ¹ 本章では Locke[8] をこの略称で指すことにする。
- ² Locke[8] §124
- ³ Locke[8] §4
- ⁴ Locke[8] §6
- ⁵ Locke[8] §27
- ⁶ Locke[8] §xx
- ⁷ Rosanvallon[15] p.oo,37 頁をみられたい。
- ⁸ 浜林 [23] 241 頁
- ⁹ Locke[8] §25
- ¹⁰ 「労働というタームで、ロックはあらゆる種類の生産活動を指している」 Deane[1] p.29.
- ¹¹ Locke[8] §26
- ¹² Locke[8] §26
- ¹³ Locke[8] §29
- ¹⁴ Locke[8] §30
- ¹⁵ それはいわばさきに見つけた者の所有に帰すると、「先占の論拠」ということになるかもしれない。Lantz[5] S.XX 106 頁。
- ¹⁶ Vaughn[17] p.130.
- ¹⁷ Locke[8] §28
- ¹⁸ Locke[8] §31
- ¹⁹ Locke[8] §28
- ²⁰ 事実、ロックのこのような労働概念が彼の認識論と相似の構造をもっていることは、たとえば、白紙状態の意識を観念が占有するという理論と、共有の自然を囲い込むという土地有地の理論との関係を思い浮べてみても窺いいうところである。Stark[16] p.XXX 27 頁。
- ²¹ Locke[8] §32
- ²² Locke[8] §32
- ²³ Locke[8] §33

²⁴ Locke[8] §35

²⁵ Locke[8] §34

²⁶ Locke[8] §48

²⁷ Locke[8] §36

²⁸ Locke[8] §36

²⁹ Locke[8] §47

³⁰ ロックは基本的には備蓄手段としての貨幣を考えており、アダム・スミスのように交換と労働を重ね、そこに社会化の契機を見出だそうというような視点はみられない。したがってロックの場合には、「貨幣のストックを死んだ財産とみなし、生きた資本とは見なさなかつた」のであり、それ故、「ロックの容認した富の不平等はかれの愛好した機会に均等と矛盾するのではなく、両立している」という解釈も提示されている (Stark[16] p.XXX 46 頁)。

³¹ Locke[8] §46

³² Locke[8] §36

³³ ロックが、法の正統と政治の原則と貨幣の起源とが、ともに暗黙の合意という根元に由来するというみていたという見解は、Deane[1] p.29 にある。この書では、かかる観点からロックの貨幣・利子論 (Locke[6],[7]) に関する簡明な解説がなされている。

³⁴ ロックが批判しようとしていた、全人類の合意の存在を強調する論者に関しては、とりあえず Reeve[14] p.??? 80 頁をみられたい。

³⁵ Locke[8] §37

³⁶ 移民や植民という方法について、ロックが多くを期待できないことに気づいていたという点に関しては、Stark[16] p.XXX 41 頁 生越 [21] 第 6 章をみられたい。

³⁷ Locke[8] §28

³⁸ これまでの議論をたどってくると次第に明らかになるように、ロックの労働の深層概念のうちには、「各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて！」(Marx[11] S.22 29 頁) という主張が眠っているのがわかる。そして、このような主張がやはり、「協同的富のあらゆる泉が豊かに湧きでるようになったのち」という付帯条件のもとでなされていたことにも通底

するものがあることに気づくはずである。ロックにおける原初的なコミュニティに関しては、Waldron[18] p.148 以下をみられたい。

³⁹ Locke[8] §40

⁴⁰ あるいは、逆に改良と生産とが鋭く切断される近代的な労働が、人間の労働の歴史のなかでは特異なのだと考えるべきなのかもしれない。改良をおこなう労働が、必ずしも知的できわめて限られたものだけに委ねられるわけではないことは、最近における労働の変容なかでも再確認される傾向にあるように思われる。小幡 [20] 参照。ロックの深層にある労働概念は、一見したところ前近代的な経済社会を舞台としているかのごとき印象を与えるが、しかし、現代における知的な労働の社会哲学的な基礎づけを試みようとするとき、意想外のつながりをもっているのである。

⁴¹ Locke[8] §44

⁴² Locke[6] 訳 34-35 頁。しかし、この記述は社会的に滞留する貨幣量の問題を論じるために、労働者の手元に存在する必要のある部分を論じたものであり、労働力商品の価値規定を与えようとするものではない。

⁴³ この点はマルクスが、ロックが労働が産物の価値のほとんどを生産するという場合、「価値とは使用価値のことであり、また、労働とは具体的労働として理解され、量としては理解されていない」(Marx[10] S.2119,124 頁) 批判したところにかかわる。その後のマルクス経済学におけるロックの評価は、おおむねこのようなマルクスの議論に基礎をおいているように思われる。たとえば、Meek[13] p.21-22, 14-16 頁参照のこと。ただマルクス自身は、ロックに引けを取らぬ独自の社会哲学的な問題関心をもち、「ロックの見解は、封建社会と対立するブルジョア社会の権利観念の古典的表現であり、しかも彼の哲学は、その後のイギリス経済学全体にとってそのすべての考えの基礎として役立つものであるから、それだけにいっそう重要である。」(Marx[10] S.000,000 頁) とその役割を高く評価しながら、しかしロックの労働に関する考察に対しては、それほど強い関心をもっていたとは思われない。ロックの社会哲学は基本的には、古典派経済学のうちに成熟したのであり、したがってこの完成物の詳細な検討によって事実上批判され克服されるものと考えられていたように思われる。

⁴⁴ 近代的な所有の特性は、たとえば「その所有者によるいかなる社会的機能の遂行をも条件としない権利」(Macpherson[9] p.XX 210 頁) というように規定される。本来、土地を所有するということは、たとえばそれが関係する景観を維持するなど、むしろその管理保全の責任という社会的機能を同時に要請されることになるのである。

⁴⁵ Locke[8] §119

⁴⁶ Marx[10] S.342,462 頁

参考文献

- [1] Deane,P., *The State and the Economic System* 1989
- [2] Dunn,J., *Locke* 1984
- [3] Dunn,J., et.al.,(eds.) *The British Empiricists —Locke, Berkeley, Hume—* 1992
- [4] Harpham,E.J.,(ed.) *John Lock's Two Treatises of Government* 1992
- [5] Lantz,G., *Eigentumsrecht —ein Recht oder ein Unrecht?* 1977, 島本美知男訳『所有権論史 —所有権は権利なのか—』晃洋書房 1990 年
- [6] Locke,J.,*Some Considerations of the Conssequences of the Lowering of Interest, and Rasing the Value of Money* 1692, 田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』東京大学出版会、1978 年 所収
- [7] Locke,J.,*Further Considerations concerning Rasing the Value of Money* 1695, 田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』東京大学出版会、1978 年 所収
- [8] Locke,J., *The Second Treatise of Government — An Essay concerning the True Original, Extent, and End of Civil Government* 1698, in Laslett,P.,(ed.) *Two Treatises of Government* 1967, 鶴飼信成訳『市民政府論』岩波書店 1968 年

- [9] Macpherson, C.B., *Democratic Theory* 1973, 西尾敬義・藤本博訳『民主主義理論』青木書店 1978 年
- [10] Marx, K., *Theorien der Mehr Wert in Marx-Engels Gesamtausgabe* II-3.6 1982, 岡崎次郎訳『剰余価値学説史』(3) 大月書店 1970 年
- [11] Marx, K., *Kritik der Gotha Programme* 1975, in *Marx-Engels Werke* 19 1962, 『ゴータ綱領批判・エルフルト綱領批判』大月書店 1954 年
- [12] Morrow, G.R., *The Ethical and Economic Theories of Adam Smith* first edition 1923, 鈴木信雄・市岡義章訳『アダム・スミスにおける倫理と経済』未来社 1992 年
- [13] Meek, R.L., *Studies in the Labour Theory of Value* 1956, 水田洋・宮本義男訳『労働価値論史研究』日本評論社 1958 年
- [14] Reeve, A., *Property* 1986, 生越利昭・竹下公視訳『所有論』晃洋書房 1989 年
- [15] Rosanvallon, P., *Le Libéralisme Économique* 1979, 1989, 長谷俊雄訳『ユートピア的資本主義 — 市場思想から見た近代 —』国文社 1990 年
- [16] Stark, W., *The Ideal Foundations of Economic Thought — Three Essays of the Philosophy of Economics* 1943, 杉山忠平訳『経済学の思想的基礎』未来社 1984 年
- [17] Vaughn, K.I., "Economic Background to Locke's Two Treaties" in Harpham[4]
- [18] Waldron, J., *The Right to Private Property* 1988
- [19] Yolton, W.J., *Locke :an Introduction* 1989
- [20] 小幡道昭「コンピュータと労働」『経済学論集』（東京大学）1992 年 9 月

[21] 生越利昭『ジョン・ロックの経済思想』1991年

[22] 田中正司・平野耿編『ジョン・ロック研究』御茶の水書房1980年

[23] 浜林正夫「ロックの経済思想」(田中 [22] 所収)